

# 公益社団法人福岡中部法人会 専務理事規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人福岡中部法人会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第 19 条により選任された専務理事の服務規律、勤務形態、報酬及び退任等について定める。

## (服務)

第 2 条 専務理事は、定款第 20 条第 4 項の職務を忠実に遂行しなければならない。

2 専務理事は、前項の職務遂行の妨げにならない限りにおいて、他の業務を兼務することができる。

## (勤務体制)

第 3 条 専務理事は、前条第 1 項の職務を遂行するために、事務局へ出勤（本会旅費規程による出張を含む。）しなければならない。

2 前項の出勤は、長期療養等のやむを得ない事情がある場合を除き、本会就業規則第 8 条及び第 9 条に定める事務局職員の勤務を要する日時の総数の、4 分の 3 の日時を下回ってはならない。

3 専務理事は、1 週間以上出勤できない事情が発生した場合には、速やかに会長へ報告し、その指示を仰がなければならない。

4 第 2 項の出勤日時は、出勤簿等をもって明瞭に記録しなければならない。

## (報酬)

第 4 条 専務理事の報酬は、理事会において、経歴、通勤に要する費用等を勘案して月額をもって定める。

2 前項の月額は 400,000 円を超えることはできない。

3 第 1 項の報酬は、職員の毎月の給与の支払いの日に支払う。

4 専務理事の出勤日時数が、前条第 2 項に定める日時数に満たない月があった場合には、その翌月の支払い分において、適切な按分割合等により報酬月額を減額する。

## (退職金)

第 5 条 専務理事に対する退職金は、前条の報酬月額の 4 分の 3 の額を基本給とみなし、本会退職金規程を適用して支払う。

ただし、同規程の別表の基本給に対する倍率は適用しない。

## (その他の報酬)

第 6 条 専務理事に対しては、次に掲げる以外の一時金等の支給は行わない。

(1) 第 4 条に係る報酬及び第 5 条に係る退職金

(2) 本会就業規則第 33 条に係る災害補償金

(3) 本会旅費規程に係る旅費

(4) 本会慶弔規程に係る慶弔費

(5) 法律に定められた福利費等

## (退任)

第 7 条 専務理事が次のいずれかに該当するときは退任とする。

- (1) 辞任を申し出て理事会で承認されたとき
  - (2) 定年に達したとき
  - (3) 死亡したとき
  - (4) 理事会で解任されたとき
- 2 専務理事は、前項第1号の辞任をしようとするときは、3ヶ月前までに会長へ申し出なければならない。

(定年)

第8条 専務理事の定年は70歳とする。

- 2 定年退職の時期は、その年齢に達した日以降開催される最初の総会の日とする。

(勤務体制の選択)

第9条 専務理事は、第2条第2項から第6条までの規定にかかわらず、本会就業規則等事務局職員に適用する規則等のすべての適用を受ける勤務体制を選択することができる。

- 2 前項の規定は、本人からの申し出により会長が決定し、本会給与規程第6条の規定にかかわらず、理事会において基本給の額を決定した後に適用するものとする。
- 3 専務理事は、会長の承認を得た場合には、一旦選択した勤務体制を変更することができる。

(規則等適用の調整)

第10条 前条第1項の規定を選択した場合において、本会規則等の適用に当たっては、次のとおり変更して適用する。

- (1) 給与規程第2条の役職手当は、理事会において、事務局長の役職手当の額を下回らない額をもって決定する。
  - (2) 給与規程第2条の割増賃金については適用しない。
- 2 前条第3項の勤務体制の変更があった場合は次による。
- (1) 新たに本会就業規則第11条の年次有給休暇を付与することとなった場合、同規則の別表1の勤続年数は、それまでの期間を通算したところによる。
  - (2) 退任に当たって支払う退職金の額は、退任時の勤務体制による算出方法によるが、算出に当たっての勤続年数は、専務理事としての全期間についても通算する。

(雑則)

第11条 この規程に定めのない事項については、理事会の審議を経て会長が決定する。

附 則

この規程は、平成14年8月2日から施行する。

平成18年8月9日一部改正